

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県旭市三川6601番地
氏 名 スズキメタル株式会社
代表取締役 鈴木 和江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年8月31日

許可の有効年月日 令和9年7月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

切断及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 切断による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類, (イ) 金属くず,
(ウ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (付着物に限る。)
(これらのうち, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類, (イ) 金属くず,
(ウ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず
(これらのうち, 廃自動車に限り, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載がない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の中間処理は, 午前8時から午後5時までの間の8時間とし, 著しい騒音が発生しないよう作業等を行うとともに, 囲い及び建屋の維持管理を徹底することにより, 騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成 9 年 7 月 22 日 新規許可

令和 4 年 8 月 31 日 更新許可

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
切断施設	廃プラスチック類 36 t/日 (4.50 t/時×8時間) 金属くず 384 t/日 (48 t/時×8時間) 混合物 144 t/日 (18 t/時×8時間) (平成3年3月27日)	1	千葉県旭市三川 字善光 6601番, 7398番4
圧縮施設	廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 48 t/日 (6 t/時×8時間) (平成15年7月28日)	1	
切断前 産業廃棄物保管施設	270 m ² 1179 m ³	1	
切断前 (ガス切断) 産業廃棄物保管施設	124 m ² 180 m ³	1	
切断後 産業廃棄物保管施設	144 m ² 535 m ³	1	
切断後 産業廃棄物保管施設	101 m ² 374 m ³	1	
切断後 産業廃棄物保管施設	41 m ² 103 m ³	1	
圧縮前産業廃棄物 保管施設	6.0 m ² 7.8 m ³	1	
圧縮後産業廃棄物 保管施設	20 m ² 60 m ³	1	
残さ物保管施設	20 m ² 23 m ³	1	
	10 m ² 12 m ³	1	

(以下余白)